

令和7年度新規事業について



事業名	対象	目的・内容等	備考
5歳児健康診査	年中のお子さん	• こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うこと、こどもの健康の保持および増進、虐待の予防・早期発見を目的として実施します。 • 保育園等で行う園の健康診断に併せて行います。（未就園のお子さん等は集団健診を行います。）	
ほっこりママサロン	妊娠16週以降の妊婦さん・産後1年未満の産婦さん	• 地域の保護者同士の仲間づくりを促し、妊産婦及びその家族の家庭や地域における孤立感を軽減し、安心して妊娠期を過ごして育児に臨めるようにサポートすることを目的に実施します。 • セルフリラクゼーションや軽運動、歯の相談、おもちゃ作り体験等を行います。	• 事前に、こども家庭センターへの申し込みが必要です。 • お子さんと一緒に参加することも可能です。
産後ケア事業 （市直営施設型）	産後1年未満の産婦さん	• 以前から実施していた訪問型、医療機関で日帰りケアを受ける医療機関型の産後ケアの他に、滝沢市役所分庁舎の『ほっこりルーム』で産後ケアを実施します。 • お子さんはスタッフが預かりして、産婦さんはゆったりと体と心を休めることができます。	事前に、こども家庭センターへの申し込みが必要です。
おたふくかぜワクチン 予防接種費用助成	1歳のお子さん （2歳のお誕生日前日まで）	滝沢市が指定する医療機関で受ける初回1回の接種のみ、4,000円の助成をします。4,000円を超えた分は自己負担となります。	こども家庭センターでの事前のお手続きは不要です。
初回産科受診料助成	非課税・生活保護等、低所得妊婦の方	妊婦の経済的負担を減らし、早期の産科受診と必要な支援につなげるため、初回産科料受診（妊娠判定のための受診）の自己負担分の費用を助成します。 助成の上限は10,000円です。 （妊娠と判定されなかった場合は対象外となります）	詳細はこども家庭センターへご相談ください。



令和7年度新規事業について



事業名	対象	目的・内容等	備考
子育て短期支援事業 【拡充】	保護者が病気や仕事等により一時的に家庭養育が困難となった場合等	・レスパイト・ケアとあわせて、児童の養育方法や関わり方に支援が必要な親子が一緒に入所することが可能になりました。※施設の空き状況等によります ・保護者の育児放棄や過干渉等により、児童自身が利用を希望する際の受け入れ支援をするともに、児童及び保護者が抱える課題や意向を丁寧に確認し、児童とその保護者の関係改善に向けて調整します。 ・利用日数の柔軟化 ショートステイ 7日間⇒14日間に拡充	令和7年4月から実施
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭	サポートプランの策定やこども家庭センターにおける合同支援会議等の支援方針に沿って、居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等（食事の準備・片付け、衣類の洗濯・整理、掃除・整理整頓、ごみの分別、買物の代行・付き添い、授乳・食事の世話、おむつ交換・排泄の介助、入浴（もく浴を含む）の介助、宿題の見守り、外出時の補助など）の支援を実施します。 利用者負担額：生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割課税額77,101円未満の世帯は0円、それ以外の世帯は500円。※1回あたり2時間まで	令和7年7月から実施
親子関係形成支援事業	児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童	講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他必要な支援を行います。 実施方法（予定）：1回90分程度の講座×4回コース×2クール。（学齢期、幼児期など対象を分けて実施予定）	令和7年9月から実施
ヤングケアラー支援体制強化事業	関係機関、専門職員、支援団体等	ヤングケアラーの概念や早期把握の着眼点、把握後の対応方法についての研修を実施します。	滝沢市の要保護児童対策地域協議会の研修として実施予定
子育て支援訪問事業	行政機関や地域における支援につがっていない家庭等	健診未受診者や地域から心配される声がある家庭に対して、センターで対応方針を検討した上で、育児用品等の配布を契機として、当該家庭の状況の把握や支援を開始します。	適時
出前講座（こどもの虐待防止！～みんなで守ろう親子の未来～）	希望者	体罰等によらない子育てのヒントやマルトリートメント（大人から子どもに対する避けたい関わり）についてお話します。	詳細はこども家庭センターへご相談ください。